

前橋労働基準監督署 前橋市大手町 2-3-1 前橋地方合同庁舎 7階 Tel 027-896-3019 Fax 027-896-3055

**SAFETY
FIRST**

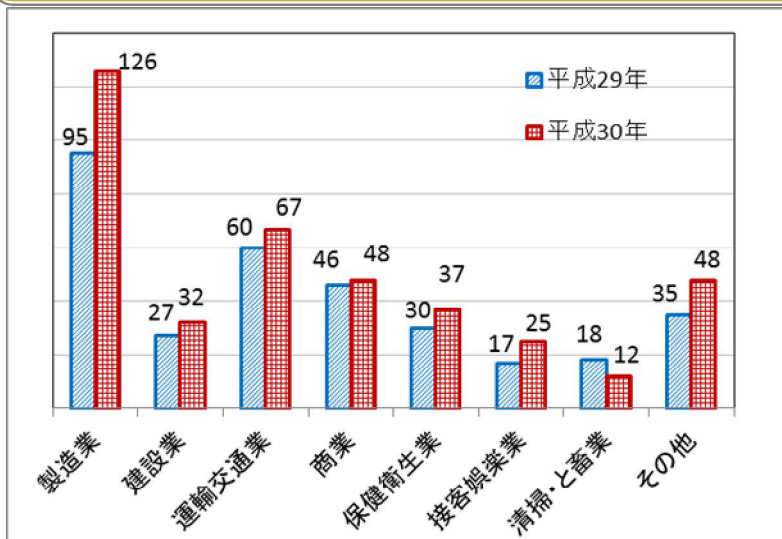
上半期の労働災害が増加傾向！ 災害防止活動の強化を！

労働災害発生状況は、関係者皆様のご尽力により、長期的には減少傾向を示し、平成29年は対前年比で**7.1%減**となりました。

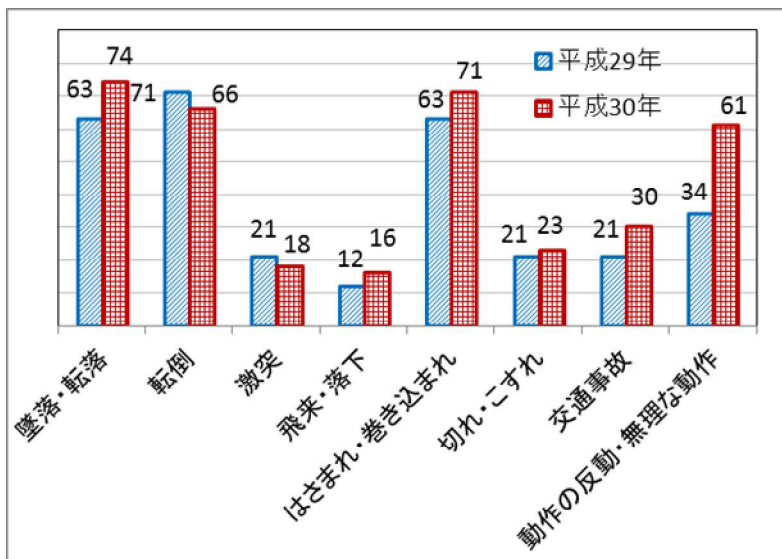
しかしながら、平成30年1月から6月末までの労働災害が**増加傾向**にあります。前橋署管内における休業4日以上[※]の死傷者数は395件（対前年比+67件）で増減率は**20.4%増**、群馬労働局全体の死傷者数は1,023件（対前年比153件）で**17.6%増**となっております。

増加する労働災害に歯止めをかけるため、今一度、災害防止活動の見直しを図るとともに、より一層の労働災害防止対策の強化に努めていただきますようお願いいたします。

平成30年6月末現在 前橋署管内 労働災害発生状況



事故の型別



昨年同時期と比べ、下記の災害が特に多く発生しています

製造業：①動作の反動・無理な動作

②飛来落下

③墜落・転落、切れ・こすれ

建設業：はさまれ・巻き込まれ

運輸交通業：墜落・転落

商業：①墜落・転落 ②交通事故

保健衛生業：動作の反動・無理な動作

接客娯楽業：①動作の反動・無理な動作

②はさまれ・巻き込まれ

作業方法の見直しや安全衛生教育を行いましょ！

～エイジアクション100～

高齢労働者の安全と健康確保のための取組はもとより、高齢期に健康で安全に働くことができるようにするための若年時からの準備としての取組を盛り込んだチェックリストを、補助事業の一環として中央労働災害防止協会で作成しました。

<http://www.jisha.or.jp/research>

[/ageaction100/index.html](http://www.jisha.or.jp/research/ageaction100/index.html)

平成30年死亡災害事例（前橋署管内）

発生月 発生時間帯 労働者数	年齢 性別 職種	災害のあらまし	業種	事故の型別	起因物別
3月 17時頃 68人	50歳代 男 運転手	高速道路上において、大型トラックが、渋滞により減速した大型観光バスに追突し、トラック運転手が死亡した。	道路貨物 運送業	交通事故 (道路)	トラック

～熱中症発生状況～

平成29年の職場での熱中症による死傷者数は前橋署管内では6人<製造業4人（内派遣労働者2人）、運送業1人、警備業1人>発生し、平成30年は6月末現在**1人（運送業）**発生しています。連日暑い日が続いていますので、引き続き熱中症対策を行っていきましょう。少しでも体調不良を感じたときは、早めに申し出て医療機関で受診しましょう。



～安全帯が「墜落制止用器具」に変わります～

1. 「安全帯」の名称を「**墜落制止用器具**」に変更

*従来の「安全帯」には、①**胴ベルト型（一本つり）**
②**胴ベルト型（U字つり）** ③**ハーネス型（一本つり）**
があるが、「墜落制止用器具」は、②を除いたもの

2. 「墜落制止用器具」は、「**フルハーネス型**」が原則

*フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれがある場合（**高さが6.75m以下**）は「**胴ベルト型（一本つり）**」を使用できる



3. 「**安全衛生特別教育**」が必要

*高さ2メートル以上の箇所で作業床を設けることが困難なところで、フルハーネス型の「**墜落制止用器具**」を用いて行う作業に関する業務（ロープ高所作業に関する業務を除く。）

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降				
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月					
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)				
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)																
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)																
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間					使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)																×
安全帯の規格改正 (予定)					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)																
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)																
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能				販売可能																×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)																

